

長寿（後期高齢者）医療制度に 加入されているみなさんへ

増大する老人医療費を幅広い世代で支えるために、4月からスタートした「長寿（後期高齢者）医療制度」の平成20年度の保険料額が、平成19年所得の確定により決定しました。

◎保険料の計算方法

保険料は、長寿（後期高齢者）医療制度に加入しているみなさん一人あたりの「均等割」と、所得に応じて計算される「所得割」の合計額をご負担いただきます。

保険料額表（保険料は年額で個人ごとに賦課）

	説明	割合/金額
所得割	前年の所得額をもとに計算	7.12%
均等割	加入者全員に賦課 （世帯の所得に応じて軽減措置があります）	37,400円

※所得金額や長寿（後期高齢者）医療制度直前に加入していた健康保険によって、保険料の凍結・軽減措置があります。

※保険料額には50万円の賦課限度額（上限）があります。

保険料の納め方（年額や制度直前に加入していた健康保険で、支払の時期や方法が異なります）

制度直前の加入健康保険 年金年額	①国民健康保険、国民健康保険組合に加入されていた方		②企業健保、共済組合等の被保険者（本人）であった方	③企業健保、共済組合等の被扶養者であった方
	4月の年金から保険料を納めて（天引き）いる方	4月の年金から保険料を納めて（天引き）いない方		
○年金が年額18万円以上で、介護保険料とあわせて年金額の1/2を超えない方	すでに支払った保険料額を引いた残額を10月、12月、翌年2月の年金より支払い（天引き）	7月～9月は、納付書での支払い ↓ 10月からは、年金より支払い（天引き）	7月～9月は、納付書での支払い ↓ 10月からは、年金より支払い（天引き）	10月から年金より支払い（天引き） ※20年度は1,800円（注2）
○年金が年額18万円未満の方 ○年金が年額18万円以上で、介護保険料とあわせて年金額の1/2を超える方	すでに支払った保険料額を引いた残額を10月から納付書での支払い 【納め方が変わります】	7月から納付書で支払い	7月から納付書で支払い	10月から納付書での支払い ※20年度は1,800円（注2）

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から納めていただく（天引き）方と納付書で納めていただく方に分かれます。

○年金から納めていただく（天引き）方には……
「保険料額決定通知書」
「保険料納付通知書」
書を7月中旬に送付します。

○納付書で納めていただく方には……
「保険料額決定通知書」
「保険料納入通知書」を7月中旬に送付しますので、納付書で保険料を納めてください。

注意

注1

今回のお知らせは現行制度のもので、現在、国で制度の改善を検討中です。今後制度の運用等が変更される場合があります。

注2

○被用者保険の被扶養者とは、長寿（後期高齢者）医療制度に加入される直前に企業の健康保険組合や共済組合等に加入されている方の扶養家族として認定されていた方です。なお、所得税や住民税の申告時の扶養や国保、国保組合に加入されている方の被扶養者は該当になりません。

○被用者保険の被扶養者の情報提供に遅れや一部届出がされていないことが